

発議第 5 号

「敵基地攻撃能力」の保有の検討を行わないことを求める意見書

上記の意見書を別紙のとおり提出します。

令和4年3月16日

提 出 者

八雲町議会議員 横 田 喜世志

賛 成 者

八雲町議会議員 佐 藤 智 子

八雲町議会議長 千 葉 隆 様

「敵基地攻撃能力」の保有の検討を行わないことを求める意見書

政府は外交・軍事政策の基本方針である「国家安全保障戦略」と、それに基づく「防衛計画の大綱」、「中期防衛力整備計画」の3文書の改定作業を進めている。その中で、日本周辺の「安全保障環境」の変化を理由に、弾道ミサイル等を相手国領域内で阻止するという「敵基地攻撃能力」に関する議論を進めようとしている。

しかし、歴代政権は「敵基地攻撃能力」について、1956年の船田防衛庁長官の答弁以来、「防衛するために他に手段がない場合」に限り可能であるとしてきた。同時に政府は、他国の領域に対して攻撃的な脅威を与えるものは、「自衛のための必要最小限度の実力」とは言えないとしてきた。

こうした歴代政権の憲法解釈からも逸脱する「敵基地攻撃能力」の保有は、日本国憲法第9条に反するものである。また「敵基地攻撃能力」の保有に踏み出すことは、軍拡競争の悪循環に拍車をかけるものであり、紛争や戦争などの事態にもつながりかねないものである。日本周辺の安全保障上の課題については、国連憲章と国際法に基づいた冷静な外交努力こそ求められている。

よって、政府においては「敵基地攻撃能力」の保有について、検討を行わないことを求める。

以上、地方自治法99条の規定により意見書を提出する。

令和4年3月16日

北海道二海郡八雲町議会議長 千葉 隆

【提出先】

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
外務大臣
防衛大臣